

栗東市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月14日

栗東市監査委員 井之口 秀行  
栗東市監査委員 藤田 啓仁

監査の種類：財政援助団体等監査

監査の対象：コミュニティセンター金勝管理運営委員会  
コミュニティセンター葉山管理運営委員会  
コミュニティセンター葉山東管理運営委員会  
コミュニティセンター治田管理運営委員会  
コミュニティセンター治田東管理運営委員会  
コミュニティセンター治田西運営委員会  
コミュニティセンター大宝管理運営委員会  
コミュニティセンター大宝東管理運営委員会  
コミュニティセンター大宝西運営委員会

監査期日：令和2年5月1日～6月19日

当該監査の結果に基づき主管課（自治振興課）が講じた措置の内容

監査の結果	措置状況
<p>○書類監査により監査した限りにおいて、一部で不適切な補助金等の執行が見受けられた。補助金の執行にあたっては、自治振興課の指導の下、栗東市補助金等交付規則に基づき適正に執行された。主管課においては一層の指導、支援に努められたい。</p>	<p>○コミュニティセンター管理運営費等にかかる収支および決算事務等、会計事務処理全般についての留意点等については、コミセン用「事務手引き」を随時整備し、毎月実施のセンター長会議やコミセン職員研修等において指導・研修を行っているところです。今般の監査指摘について、再度、7月のセンター長会議にて見直し・確認・指導を行い、改善状況等について当課への報告書の提出を求めました。</p> <p>また9月度のセンター長会議において、適切に補助金等が執行されるよう、令和2年度上期における補助金並びに管理運営費の執行状況や契約事務書類等の関係書類の提出を各センターに求め、順次センター毎の書類関係の確認・点検を行っております。</p> <p>今後も年間を通じた適切な時期において、現場での確認または関係書類の提出による確認・点検を定期的に行うなど、コミセンにおける事務処理が適正に執行されるよう、指導、支援を継続してまいります。</p>